

# 附属資料

## 1 業務評価表

### (1) 水道事業の業務指標

| 業務指標  | 指標の算出式と解説  | 令和4年度実績 | 令和10年度目標         | 令和15年度目標         |
|---|--|---------|------------------|------------------|
| 【1-1(2)】水質管理体制の充実<br>カビ臭から見たおいしい水達成率<br>〔38ページ〕           | 水質基準を満たした上で、より安全に、よりおいしい水を給水するための指標（100%に近いほどカビ臭が少ない）<br>$\{ (1\text{-ジェオスミン最大濃度} \div \text{水質基準値}) + (1\text{-2MIB最大濃度} \div \text{水質基準値}) \} \div 2 \times 100$ | 75.0%   | 60.0%以上          | 60.0%以上          |
| 【1-2(2)】水道施設の改築・更新及び耐震化の推進<br>配水池耐震施設率<br>〔44ページ〕         | レベル2地震動に対応する耐震対策が施されている配水池容量の割合<br>$(\text{耐震対策の施されている配水池の容量} \div \text{配水池総容量}) \times 100$  | 39.0%   | 40.8%            | 44.4%            |
| 【1-2(2)】水道施設の改築・更新及び耐震化の推進<br>有形固定資産減価償却率（設備）<br>〔45ページ〕  | 有形固定資産（機械及び装置）のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標<br>$(\text{有形固定資産減価償却累計額} \div \text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}) \times 100$ *対象は機械及び装置のみ                                 | 69.2%   | 62.5%<br>(85.7%) | 66.1%<br>(92.8%) |
| 【1-2(3)】管路の更新及び耐震化の推進<br>管路経年化率<br>〔47ページ〕                | 法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標<br>$(\text{法定耐用年数を経過した管路延長} \div \text{管路延長}) \times 100$   | 33.3%   | 39.6%<br>(46.3%) | 45.9%<br>(56.5%) |
| 【1-2(3)】管路の更新及び耐震化の推進<br>管路耐震化率<br>〔47ページ〕                | 管路の総延長に対する耐震管の延長の割合<br>$(\text{耐震管延長} \div \text{管路総延長}) \times 100$   | 12.8%   | 17.9%            | 21.8%            |
| 【1-2(4)】水道施設の維持管理体制の強化<br>有効率<br>〔50ページ〕                  | 年間総配水量に対する有効に活用できた水の割合<br>$(\text{有効水量} \div \text{総配水量}) \times 100$  | 95.0%   | 95.0%以上          | 95.0%以上          |
| 【1-2(5)】水道水を安心して飲みいただくための活動の推進<br>水道水の直接飲用率<br>〔51ページ〕    | 水道水を直接飲用するか否かのアンケート（100人以上）に対する直接飲用回答数の割合<br>$(\text{直接飲用回答数} \div \text{アンケート回答数}) \times 100$  | 39.5%   | 50.0%以上          | 55.0%以上          |
| 【2-2(3)】応急給水体制・復旧体制の強化及び関係機関との連携強化<br>給水拠点の認知度<br>〔76ページ〕 | お客様アンケートのうち、「自分の家に一番近い給水拠点」を「知っている」と回答したお客様の割合   | 53.3%   | 70.0%以上          | 80.0%以上          |

### (2) 下水道事業（公共下水道事業）の業務指標

| 業務指標  | 指標の算出式と解説  | 令和4年度実績 | 令和10年度目標         | 令和15年度目標         |
|---|--|---------|------------------|------------------|
| 【1-3(1)】管きよの改築・更新及び耐震化の推進<br>管きよ老朽化率<br>〔55ページ〕           | 標準耐用年数を超えた管きよ延長の割合を表した指標<br>$(\text{標準耐用年数を経過した管きよ延長} \div \text{下水道布設延長}) \times 100$   | 8.6%    | 16.3%<br>(17.3%) | 26.5%<br>(27.8%) |
| 【1-3(1)】管きよの改築・更新及び耐震化の推進<br>管きよ耐震化率<br>〔55ページ〕           | 管きよの総延長に対して地震対策が施されている管きよの割合<br>$(\text{地震対策の施されている管きよの延長} \div \text{管きよ総延長}) \times 100$   | 31.1%   | 33.2%            | 34.7%            |
| 【1-3(2)】下水道施設の改築・更新及び耐震化の推進<br>下水道施設耐震化率<br>〔57ページ〕       | 耐震化が必要な施設数に対して耐震化が完了した施設数の割合<br>$(\text{耐震化が完了した建築施設数} \div \text{建築施設総数}) \times 100$   | 23.7%   | 23.7%            | 23.7%            |
| 【1-3(2)】下水道施設の改築・更新及び耐震化の推進<br>有形固定資産減価償却率（設備）<br>〔57ページ〕 | 有形固定資産（機械及び装置）のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標<br>$(\text{有形固定資産減価償却累計額} \div \text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}) \times 100$ *対象は機械及び装置のみ | 75.4%   | 70.5%<br>(86.2%) | 57.4%<br>(90.9%) |
| 【1-3(5)】下水道未普及地区の整備促進<br>下水道人口普及率<br>〔60ページ〕              | 行政人口に占める汚水処理施設（ここでは公共下水道として汚水の処理を行う施設）の処理人口の割合<br>$(\text{処理人口} \div \text{行政人口}) \times 100$                                      | 88.6%   | 89.9%            | 91.5%            |
| 【1-3(5)】下水道未普及地区の整備促進<br>下水道水洗化率<br>〔60ページ〕               | 公共下水道処理区域内の行政人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合<br>$(\text{水洗便所設置済人口} \div \text{処理人口}) \times 100$                              | 97.7%   | 97.4%以上          | 98.0%以上          |
| 【2-2(1)】浸水対策（雨水整備）の推進<br>雨水排水整備率<br>〔70ページ〕               | 雨水整備計画区域の面積のうち、整備が完了した面積の割合<br>$(\text{整備済面積} \div \text{雨水整備計画面積}) \times 100$  | 38.5%   | 42.7%            | (未設定)            |

※（ ）は対策未実施の場合に予想される率

（3）上下水道事業に共通する業務指標

| 業務指標  | 指標の算出式と解説   | 令和4年度<br>実績   | 令和10年度<br>目標  | 令和15年度<br>目標  |
|---|---|---------------|---------------|---------------|
| 【3-1(5)】機能的な組織体制づくり<br>職員数<br>〔85ページ〕                     | 呉市上下水道局で勤務している常勤職員，再任用職員（短時間勤務），会計年度任用職員の合計   | 193人          | 192人          | （未設定）         |
| 【3-2(1)】環境負荷の低減<br>温室効果ガス排出量<br>〔88ページ〕                   | 事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量の基準年度比50%削減目標に対する達成状況（基準年度〔H25〕19,793 t）                                  | 12,914t       | 11,500t       | 8,200t        |
| 【3-2(1)】環境負荷の低減<br>電気使用量（原単位）<br>〔88ページ〕                  | 水道事業及び下水道事業の年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減目標に対する達成状況   | 907<br>kWh/千㎡ | 720<br>kWh/千㎡ | 680<br>kWh/千㎡ |
| 【3-3(1)】お客様とのコミュニケーションの推進<br>水道サービスに対するお客様満足度<br>〔94ページ〕  | お客様アンケートで「水道サービス」に対して「満足している」，「どちらかという満足している」と回答したお客様の割合<br><br>（水道サービス満足度件数÷お客様アンケート回答数）×100   | 51.2%         | 55.0%<br>以上   | 60.0%<br>以上   |
| 【3-3(1)】お客様とのコミュニケーションの推進<br>下水道サービスに対するお客様満足度<br>〔94ページ〕 | お客様アンケートで「下水道サービス」に対して「満足している」，「どちらかという満足している」と回答したお客様の割合<br><br>（下水道サービス満足度件数÷お客様アンケート回答数）×100 | 48.2%         | 55.0%<br>以上   | 60.0%<br>以上   |
| 【3-3(2)】お客様の利便性の向上<br>水道料金等の窓口納付以外の利用率<br>〔95ページ〕         | 口座振替，コンビニ納付及びスマホ決済（窓口納付以外）の利用割合   | 98.3%         | 98.7%         | 99.4%         |

※未設定となっている令和15年度目標は，令和10年度に予定しているビジョン改定時に改めて設定します。

## 2 用語集

| 用語          |     | 説明   | 掲載ページ       |
|-------------|-----|--|-------------|
| <b>(ア行)</b> |     |  |             |
| アウトソーシング    | ※36 | 上下水道局職員が行っている業務の一部を民間企業等へ委託すること。   | 83ページ<br>ほか |
| アオコ         | ※20 | 湖の水面などに青い粉をまいたように増殖する、ある種のプランクトンのこと。著しく増殖すると独特の臭気を感じられ、外観的にも悪い印象を与える。                              | 42ページ<br>ほか |
| 一般会計        | ※16 | 地方公共団体の歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、このような歳入・歳出のうち、地方公共団体の行政運営における基本的な経費を中心に計上し、経理する会計       | 28ページ<br>ほか |
| 汚泥          | ※38 | 浄水処理や下水を処理するときに発生する汚れのかたまりのこと。   | 89ページ<br>ほか |
| 温室効果ガス      | ※37 | 大気中の二酸化炭素やメタンなど、地表から放出された熱を吸収することにより地表を暖める（温室効果をもたらす）気体の総称   | 88ページ<br>ほか |
| <b>(カ行)</b> |     |  |             |
| 管きよ         | ※6  | 下水排除施設の管路  | 10ページ<br>ほか |
| 基幹管路        | ※21 | 導水管（水源から浄水場までの管）、送水管（浄水場から配水池までの管）、配水本管（配水池から各家庭までの管のうち、本市では口径200mm以上のもの）の総称。                      | 47ページ<br>ほか |
| 企業債         | ※13 | 地方公営企業が建設改良等に要する資金に充てるために借り入れる地方債（借入金）   | 27ページ<br>ほか |
| 季節別運転       | ※31 | 周辺海域に放流している放流水の栄養度を低く維持する通常期間と、放流水の栄養度を高く設定する期間とを区分し、季節別に浄化センター施設の運転方法を切り替えること。                    | 59ページ<br>ほか |
| 基本水量        | ※15 | 基本料金に付与される一定水量のこと。この水量の範囲内では実使用水量の多寡に関係なく、料金は定額となる。呉市では平成26年10月の料金改定により、水道料金及び下水道使用料ともに基本水量制を廃止した。 | 28ページ<br>ほか |
| 呉鎮守府水道      | ※5  | 明治19年海軍条例により、海軍区が制定され呉に鎮守府が開庁することが決定し、海軍施設へ安定的に上水を供給するために建設された水道施設                                 | 6ページ        |
| 経営戦略        | ※3  | 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画   | 3ページ        |
| 建設改良費       | ※12 | 固定資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費で、具体的には固定資産の購入や建設などに要する経費   | 27ページ<br>ほか |

| 用語           |     | 説明  | 掲載ページ       |
|--------------|-----|---|-------------|
| 公共用水域        | ※30 | 河川，湖沼，港湾，沿岸海域その他公共の用に供される水域及び公共管<br>きよ，灌漑用水路その他公共の用に供される水路のこと。  | 59ページ<br>ほか |
| 合流施設         | ※28 | 雨水と生活排水等の汚水の処理を一体的に行っている下水道施設で，本市<br>では中央地区の一部において，合流施設で処理を行っている。                                       | 57ページ       |
| コンポスト        | ※39 | 下水汚泥や生ごみなどの有機性廃棄物を発酵させてつくる堆肥又は堆肥化の<br>方法のこと。  | 89ページ<br>ほか |
| <b>(サ行)</b>  |     |   |             |
| サウンディング      | ※33 | 民間事業者との対話を通じ，遊休施設の利活用等の可能性を調査すること。  | 80ページ       |
| 資本費平準化債      | ※14 | 建設改良事業等のために借り入れた企業債を返済するための資金が不足する<br>場合，借り入れることができる企業債（借入金）  | 27ページ<br>ほか |
| 受水           | ※32 | 水道用水供給事業者等から原水や浄水を購入すること。   | 80ページ<br>ほか |
| 新下水道ビジョン     | ※2  | 平成26年に国土交通省と（公社）日本下水道協会が共同で策定した，国<br>内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ，下水道の使命，長期ビジョン，及び<br>長期ビジョンを実現するための具体的な施策が提示された計画 | 3ページ        |
| 新水道ビジョン      | ※1  | 平成25年に厚生労働省が策定した，50年後，100年後の将来を見据え，<br>水道の理想像を明示するとともに，取り組みの目指すべき方向性やその実現方<br>策，関係者の役割分担が提示された計画        | 3ページ        |
| 水質検査計画       | ※18 | 水質検査の適正化や透明性を図るため，水質検査の採水箇所，項目，頻<br>度等について定めたもの。  | 36ページ       |
| ストックマネジメント計画 | ※27 | 膨大な下水道施設の状況を客観的に把握，評価し，長期的な施設の状態<br>を予測しながら，下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための基本方針<br>や施設の管理区分の設定等を定めた改築計画          | 55ページ<br>ほか |
| スマートメータ      | ※35 | 通信機能を備えた水道メータ。検針員が現地を訪問せずに検針データを得るこ<br>とが可能となる。   | 82ページ       |
| <b>(タ行)</b>  |     |   |             |
| ダウンサイジング     | ※11 | ものごとの規模を小さくすること。上下水道事業では，水需要減少や広域化，<br>技術進歩に伴い，施設更新等の際に施設能力を縮小し，施設の効率化を図<br>ること。                        | 26ページ<br>ほか |
| 直結給水         | ※24 | 道路に埋められている水道管から，貯水槽を経由せず，直接各家庭に給水<br>する方式のこと。   | 51ページ<br>ほか |

| 用語                        |     | 説明  | 掲載ページ       |
|---------------------------|-----|---|-------------|
| 貯水槽                       | ※25 | ビルやマンションなどの高い建物で、水道管から送られた水を一旦貯めておくタンクのこと。  | 51ページ<br>ほか |
| (ナ行)<br>鉛製給水管             | ※26 | 材質が鉛でできた給水管（配水管から分岐して宅地内に引き込まれている管）のこと。微量ながら鉛が溶出する可能性があり、本市では昭和44年から使用していないが、それまで使用していたものが残存している。   | 51ページ<br>ほか |
| (ハ行)<br>パブリックコメント         | ※4  | 政策等の策定に当たり、事前に案を公表して、広く市民等に意見を求め、最終的にその意見等を考慮して決定する制度   | 3ページ        |
| 分流施設                      | ※29 | 雨水と生活排水等の汚水の処理を完全に分けて行っている下水道施設で、本市では合流施設で処理を行っている地区以外の全ての地区で、分流施設による処理を行っている。                      | 57ページ       |
| (マ行)<br>水安全計画             | ※17 | 水源から蛇口までの各過程で問題となる水質項目や浄水処理等の事項を包括的に把握・評価し、それらを重点的に管理する手法を定めた計画                                     | 36ページ<br>ほか |
| 民間活力の導入                   | ※10 | 民間事業者の専門性やノウハウを生かしたサービスの向上等を目的として、事務事業の委託や指定管理者制度により事業を実施すること。                                      | 24ページ<br>ほか |
| (ヤ行)<br>有収水量              | ※7  | 水道料金・下水道使用料の対象となった水量  | 13ページ<br>ほか |
| (ラ行)<br>ライフライン            | ※8  | 補給路線という意味で、水道、下水道、ガス、電気、通信など市民生活に必要なものをネットワークにより供給する設備の総称   | 18ページ<br>ほか |
| (A)<br>A I<br>(エーアイ)      | ※23 | 人工知能。過去のデータから最適な答えを検出する機能を持つ。   | 49ページ<br>ほか |
| (D)<br>D X<br>(ディーエックス)   | ※9  | 企業が事業環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土をより良い方向へと変革すること。                           | 23ページ<br>ほか |
| (H)<br>HACCP<br>(ハサップ)    | ※19 | 食品原料の入荷から製品の出荷までの全ての工程において予めリスクを予測し、そのリスクを管理できる重要管理点で継続的に監視することで、食中毒などを起こす恐れがある不良品の出荷を未然に防止する衛生管理手法 | 36ページ       |
| (I)<br>I C T<br>(アイシーティー) | ※22 | 情報通信技術。ICTの導入により業務の効率化やお客様の利便性の向上など、様々な効果が期待される。  | 49ページ<br>ほか |
| I o T<br>(アイオーティー)        | ※34 | 「モノのインターネット」と呼ばれ、様々なモノ（物）がインターネットに接続され、情報交換することで相互に制御を行う技術  | 82ページ       |